福島県林業・木材産業改善資金事務処理要領

(平成16年1月16日付け15森第1566号農林水産部長通知) (最終改正:令和3年4月21日付け3森第311号農林水産部長通知)

(略語区分)

「法」 林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)

「貸付規則」 福島県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成16年福島県規則第3号)

「貸付要綱」 福島県林業・木材産業改善資金貸付要綱(平成16年1月16日付け15森第1565 号農林水産部長通知)

「財務規則」 福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)

「森林組合」 森林組合法第9条第2項第1号の事業を行う森林組合(事務委託契約の受託者)

「木材協同組合」中小企業等協同組合法第9条の9第1項第2号の事業を行う木材製材協同組合等(事 務委託契約の受託者)

「単組」 森林組合、木材協同組合

「県 連」 森林組合法第101条第1項第3号の事業を行う福島県森林組合連合会(事務委託契約の受託者)、中小企業等協同組合法第9条の9第1項第2号の事業を行う福島県木材協同組合連合会(事務委託契約の受託者)

「所 長」 管轄する農林事務所長

「部 長」 福島県農林水産部長

「口座振替契約」福島県と金融機関との福島県林業・木材産業改善資金償還金の口座振替事務に関す る契約

「事務委託契約」福島県、県連、単組の三者及び福島県、県連の二者による福島県林業改善資金事務 委託契約

「事務受託機関」福島県と事務委託契約を締結した単組及び県連

林業・木材産業改善資金の事業の円滑な運営を促進するため、この資金の事務処理については、法、貸付規則、貸付要綱、財務規則、口座振替契約及び事務委託契約によるほか、この要領の定めるところによるものとする。

なお、諸様式、提出(経由)機関及び提出(作成)部数については、別表のとおりとする。

ただし、申請者の住所地の属する地区を所管する林業指導所があるときは、林業指導所を提出(経由)機関とする。

第1 事務の委託

- 1 借受者の利便、事務処理の便宜、債権の保全管理の適正な執行を図るため、貸付要綱第9条の 規定により、貸付けに関する事務の一部を次のように委託するものとする。
- (1) 貸付規則第5条による申請に関するものは、福島県、県連及び単組の三者による事務委託契約とする。
- (2) 下記に掲げる者からの申請に関するものは、福島県及び県連の二者による事務委託契約とする。
 - ア 申請者の住所地をその地区内に含む単組が存在しないか、存在しても事務委託を受けてい ない場合、又は単組が申請者となる場合
 - イ 申請者の住所(団体にあっては主たる事務所の住所地)の属する市町村の区域外で事業を 実施する場合で、かつ住所地と事業実施場所を地区内に含む単組が異なる場合

- (3) 申請者の住所地(団体にあっては主たる事務所の住所地)が他都道府県に属し、県内に事務所 又は事業所を有して事業を実施する場合は、その事務所又は事業所の所在地を申請者の住所地と 読み替え、(1)、(2)に準じて取り扱うものとする。
- 2 申請者が林業公社、市町村(財産区を含む。)、地方公共団体の一部事務組合及び県連の場合 は、事務委託をせず直接県が行う。

第2 経由機関の特例

第1の1の(2)の者が知事に対して申請する場合は、県連に提出するものとする。

第3 貸付資格の認定申請手続

- 1 貸付規則第3条第1項の借受資格の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、その者の住所地又は主たる事務所の所在地をその地区内に含む事務の委託を受けた単組(第1の1の(2)の場合は、県連)を経由して、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書(様式1。以下「認定申請書」という。)に同規則第3条第2項に規定する林業・木材産業改善措置に関する計画書(様式2。以下「計画書」という。)を添えて所長に提出するものとする。
- 2 認定申請書は同規則第5条に規定する林業・木材産業改善資金貸付申請書(貸付規則様式第1 号。以下「貸付申請書」という。)と同時に提出するものとする。
- 3 東日本大震災に係る償還期間等の特例
 - (1) 貸付要綱第5条の2に規定する様式は、貸付規則附則第4項第1号にあっては、東日本大震 災罹災証明書(様式2の1)、同規則附則第4項第2号にあっては、東日本大震災被害証明書 (様式2の2)とする。
 - (2) 貸付規則附則第4項に基づき、償還期間、据置期間の特例を受ける場合は、林業・木材産業改善資金貸付申請書と同時に提出するものとする。

第4 計画書及び貸付申請書の作成

- 1 計画書作成にあたって準備する資料
 - (1) 所得証明書及び固定資産評価証明書
 - (2) 最近3か年の青色申告書等、収支実績が明らかになる資料
 - (3) 貸付対象となる事業費の見積書(関係図面を含む。) ただし、貸付要綱第2条に掲げる使途で、資金使途の性格上、見積書の徴収が困難なときは、 見積書の代わりとなる事業費の積算基礎資料
 - (4) 貸付対象が機械・施設等の購入・設計の場合はカタログ又は仕様書
 - (5) 立木の買い取りに必要な資金の貸付けの場合は、立木の取得仮契約の写し及び木材供給仮契約の写しなど立木の取得及び木材の供給に関する取決めの締結が確実であることを示す書類
 - (6) その他、計画書の裏付けとして必要と認められる資料
- 2 計画書作成の上の注意事項
 - (1) 林業・木材産業改善措置の目標は、改善措置の目的に応じて該当する別紙様式に記載すること。
 - (2) 計画書の様式は、改善措置の目的に応じて必要な項目を追加のうえ記載すること。
- 3 貸付申請書作成上の注意事項
 - (1) 金額は、千円単位とし、千円未満は切捨てとする。
 - (2) 字句を訂正又は挿入する場合は、該当欄外にその旨を明記するとともに、申請者印を押印する。ただし、連帯債務者を訂正する場合は、債務者印を押印する。

- (3) 貸付申請書に記載する申請額の訂正は行わないものとする。
- (4) 貸付申請書中の※印欄には、上段より経由機関の名称を記入する。
- (5) 償還期間は、貸付規則第2条第2項に規定する期間内とする。ただし、機械等の購入のために必要な資金の貸付けにあっては、「減価償却期間の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省政令第15号)」を参考に当該機械等の耐用年数の範囲内で償還期間を定めるものとする。
- (6) 償還計画は、千円単位の均等年賦償還とし、償還年数(据置期間のある場合は、据置期間経 過後の年数)で除した額に端数が生じるときは、その端数を加算した額を1年目の償還額とす る。なお、毎年の償還日は第10の1の(1)の貸付期別の償還期日とする。
- (7) 貸付申請書に添付する関係書類
 - ア 申請者が法人格のない団体の場合は、定款又は会則・規約、若しくは貸付要綱第4条第2 項に規定する条件を満たすことが確認できる書類
 - イ 申請者が法人格を有する場合は、登記簿謄本
- 4 申請者が計画書を作成するに当たり、農林事務所、事務受託機関等が相談を受けた場合は、各機関が連携を図りながら指導、助言を行うものとする。

第5 連帯保証人等又は担保の要件

- 1 貸付規則第4条第1項に規定する連帯保証人の要件は次に掲げるとおりとする(直貸の場合に限る。)。
 - (1) 連帯保証人(以下「保証人」という。)の数は以下のとおりとする。

ア 貸付金額50万円未満

1人以上

イ 貸付金額 50 万円以上 500 万円未満

2人以上

ウ 貸付金額 500 万円以上

3人以上

- (2) 申請者が法人等の場合は、代表者を保証人の1人とする。
- (3) 申請者が森林組合の場合で、当該森林組合の代表理事が保証人となる場合は1人でもよいものとする。
- (4) 保証人は、県内に住所を有する者とする。ただし、所長が、貸付金の保全上、特に支障がないと認める場合にはこの限りでない。
- (5) 申請者が未成年者の場合は、親権者又は後見人を保証人の1人とする。
- (6) 共同(法人格を有しない団体等)の借入れの場合は、代表人が申請者となり、共同して事業を行う者全員を連帯債務者とする。
- (7) 申請者と生計を一にする者は、保証人となり得ないものとする。
- (8) 相互保証は、原則として認めないものとする。
- 2 申請者は、次の資料を添付しなければならない。
 - (1) 保証人の所得証明書
 - (2) 保証人の固定資産評価証明書
 - (3) 青色申告書(農業、自営業者など必要な場合に限る。)
- 3 貸付規則第4条第1項で規定する「知事が適当と認める担保」とは、次に掲げる場合に提供するものとし、担保物権は不動産(土地)とする。
 - (1) 貸付金額が1,500万円(団体(法人格のないものを除く)については、3,000万円)を超える場合。
 - (2) やむを得ない理由により1に規定する保証人を立てることができない場合。
 - その他知事が必要と認めた場合。
- 4 担保の提供にあたって、申請者は、次の資料を添付するものとする。

- (1) 当該物件に係る登記簿謄本
- (2) 当該物件に係る固定資産評価証明書
- (3) 不動産鑑定証明書(必要に応じて)

第6 申請書の提出期限

1 貸付申請書及び認定申請書の提出期限

貸付規則第5条に規定する貸付申請書及び第3の認定申請書は次に掲げる期日までに提出する ものとする。ただし、第7の4の貸付決定日以外に貸付けを行うときは、知事がその都度定める 提出期日によるものとする。

なお、当日が日曜・祝日等に当たるときには、その翌日とする。

貸付期別	第1期	第2期	第3期	第4期
提出期日	5月6日	8月5日	10月5日	1月5日

- (1) 事務受託機関は、貸付申請書を受付したときは、林業・木材産業改善資金受付簿(様式3。以下「受付簿」という。)に記載し、整理するものとする。
- (2) 所長は、貸付申請書を受理したときは、林業・木材産業改善資金貸付申請簿(様式4。以下「申請簿」という。)に記載し、整理するものとする。

第7 貸付資格の認定と貸付けの決定

1 運営協議会の設置

所長は、貸付資格の認定及び貸付けを行う又は行わない旨の決定(以下「貸付けの決定」という。)を行うに当たり、その申請内容を一体的に審査する機関として、別に定める林業・木材産 業改善資金運営協議会を設置するものとし、その運営要領を定めるものとする。

2 貸付資格の認定

所長は、1に定める協議会の意見を参考に貸付資格の認定をしたときは、林業・木材産業改善 資金貸付資格認定書(様式5)により申請者に通知するとともに、林業・木材産業改善資金貸付 資格認定連絡書(様式6)により事務受託機関に通知するものとする。なお、認定しない場合は その旨を申請者及び事務受託機関に通知するものとする。

- 3 貸付けの決定
 - (1) 所長は、規則第5条に規定する貸付申請書が提出されたときは、予算の範囲内で貸付けの決定を行うものとする。
 - (2) 所長は、貸付けにおける保証契約が民法第 465 条の 6 で定める保証意思宣明公正証書の作成を必要とするものである場合、部長に協議のうえ、貸付けの決定を行うものとする。
- 4 貸付決定日

所長は、貸付申請書を受理した日から30日以内に貸付けの決定を行うものとする。

- 5 貸付決定の通知
 - (1) 貸付けの決定をしたときは、次のとおり農林事務所の略称及び年度の通し番号を付するものとする。

(例 北15-1)

県北:北、県中:中、県南:南、会津:会、南会津:南会、相双:相、いわき:い

(2) 所長は、第7の3により貸付けの決定をしたときは、林業・木材産業改善資金貸付台帳(様式7。以下、「貸付台帳」という。)を作成し、林業・木材産業改善資金貸付決定連絡書(様式8)により事務受託機関に通知するとともに決定内容を部長に報告するものとする。

(3) 事務受託機関は、貸付決定連絡書の送付を受けたときは、林業・木材産業改善資金管理簿(様式9。以下、「管理簿」という。)を作成し、受付簿を整理するとともに、当該申請者に対し借用証書の適正な作成を指導するものとする。

6 借受辞退

貸付決定通知後に申請者の都合により借受けを辞退する場合には、速やかに林業・木材産業改善資金借受辞退届(様式10)を事務受託機関を経由して所長に提出するものとする。

- 7 貸付資格認定の取消し
 - (1) 所長は、貸付要綱第6条に基づく貸付資格の認定を取消しする場合は、林業・木材産業改善資金運営協議会の意見を参考に決定するものとする。
 - (2) 所長は、貸付資格の認定を取消した場合は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書(様式11号)より借受者に通知するものとし、その旨を関係する事務受託機関に通知するとともに、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書の写しを部長に送付するものとする。

第8 貸付金の交付手続

1 貸付金の交付

- (1) 借受者は、あらかじめ事務受託機関の指定する金融機関(以下「金融機関」という。) に林業・木材産業改善資金専用の預金口座(以下「指定口座」という。) を設定し、債権者登録(変更)申請書(様式12)を事務受託機関を経由して所長に提出するものとする。
- (2) 貸付金の交付事務の取扱いについては、財務規則第84条(請求書による支出の原則の例外) の定めるところにより支出の決定をし、借受者の指定口座への振替送金で行うものとする。
- (3) 債権者(福島県)と保証人による保証契約の締結日は、林業・木材産業改善資金借用証書(貸付規則様式第3号)を所長が受理した日とする。また、所長は、林業・木材産業改善資金借用証書(貸付規則様式第3号)を受理した日から30日以内に貸付金の交付を行うものとする。

2 借用証書の提出

- (1) 県による貸付けを受ける者は、貸付規則第7条の規定により林業・木材産業改善資金借用証書(貸付規則様式第3号)を作成し、貸付金の貸付決定通知を受理した日から15日以内(保証意思宣明公正証書の添付を必要とする場合は30日以内)に、事務受託機関を経由して所長に提出するものとする。
- (2) 借用証書に定める特約条項(様式13)は借用証書の裏面に記載するものとする。
- (3) 借用証書には、借受者、連帯債務者及び保証人の印鑑証明書並びに保証意思宣明公正証書の正本(借用証書を所長が受理する日前1か月以内に民法第465条の6の規定により作成されたもの)を添付するものとする。ただし、保証人になろうとする者が次に掲げる者である場合は、保証意思宣明公正証書の添付は要しない。

ア 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

- イ 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者
 - ①主たる債務者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部に つき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において 同じ。)の過半数を有する者
 - ②主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - ③主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主 の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権

の過半数を有する者

- ④株式会社以外の法人が主たる債務者である場合における①、②又は③に掲げる者に準ずる 者
- ウ 主たる債務者(法人であるものを除く。以下この号において同じ。)と共同して事業を行 う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者
- (4) 事務受託機関は、(1)~(3)に基づき借用証書及び添付書類を受付したときは、受付簿に記載し、所長に送付するものとする。
- (5) 所長は、(1) \sim (4) に基づき借用証書及び添付書類を受理したときは、申請簿に記載するものとする。
- 3 特例措置

所長は、災害その他やむを得ない事由により緊急性を要すると認める場合は、第6、第7の4、第8の1の規定にかかわらず、部長に協議して貸付けをすることができるものとする。また、この場合に、事務受託機関は適宜対応するものとする。

第9 事業の実施

1 事業の着工

原則として資金の交付を受けてから実施するものとする。ただし、やむを得ずそれより前に着工しなければならない場合においても、貸付決定通知を受けてから実施するものとする。

- 2 事業の完了
 - (1) 借受者は、計画書に記載した事業完了期日までに事業を完了し、完了後30日以内に林業・木材産業改善資金事業実績報告書(貸付規則様式第8号。以下「事業実績報告書」という。) を事務受託機関を経由し所長に提出するものとする。
 - (2) 借受者は、購入の相手方へ支払いを行う場合には、自己資金分を指定口座へ入金したうえ、 貸付金と併せて銀行振込により行うものとする。なお、振込手数料については、借受者の負担 とする。
 - (3) 事業実績報告書には、次の資料を添付するものとする。
 - ア 契約書又は納品書の写し
 - イ 領収書の写し
 - ウ 自動車を登録した場合は、自動車検査証の写し
 - エ 指定口座の通帳の写し及び振込依頼書の写し
 - オ その他の所長が必要と認める資料
 - (4) 所長は、事業実績報告書を受理したときは、事業完了確認調書(様式14)に基づき速やかに現地調査をして事業完了の確認を行うとともに、確認写真を貼付しておくものとする。 また、償還期間中は、貸付後の事業活動について現地指導を行い林業・木材産業改善資金指

導状況調書(様式15)を作成するものとする。

- 3 事業完了延期申請
 - (1) 借受者は、計画書に記載した事業完了期日までに事業を完了することが著しく困難な場合には、当該期日の10日前までに事業完了延期申請書(様式16)を所長に提出し、承認を受けなければならない。
 - (2) 所長は、事業完了延期申請書の提出があったときは、その事由を検討し承認又は不承認の決定をし、事業完了延期承認(不承認)書(様式17)により申請者に通知するものとする。
- 4 事業計画の変更
- (1) 借受者は、貸付決定後において林業・木材産業改善措置に関する計画の内容を変更して実施

しようとする場合は、林業・木材産業改善資金事業計画変更等承認申請書(貸付規則様式第6号。以下「事業計画変更申請書」という。)を事務受託機関を経由して所長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、事業の内容の変更とは次のとおりとする。

なお、貸付規則第13条第1項第3号の記載のとおり計画書に記載した事業完了期日までに事業を完了できず、期日を延期して事業を実施しようとする場合は、第9の3によるものとする。 ア 事業費が借入額を下回るとき(貸付超過となる場合。)。

イ 貸付対象事業の機械等の変更。

- (2) 事業計画変更申請書に添付する知事が別に定める事業計画書は、第3の1の計画書とし、当初計画を黒字、変更計画を赤字で明記したものとする。
- (3) 所長は、事業計画変更申請書を受理したときは、その内容を検討し、承認又は不承認の決定をし、林業・木材産業改善資金事業計画変更等承認(不承認)書(様式18)により事務受託機関を経由して申請者に通知するとともに、部長にもその旨を通知するものとする。

5 借受者等の変更

- (1) 借受者は、貸付規則第18条の各号に該当する場合は林業・木材産業改善資金借受者氏名変 更等届(貸付規則様式第10号)を速やかに事務受託機関を経由して所長に提出しなければな らない。
- (2) 所長は、申請者から前号の届の提出があったときは、その内容を検討し、承認又は不承認の 決定を行い、林業・木材産業改善資金借受者氏名変更等承認(不承認)書(様式19)を事務 受託機関を経由して申請者に通知するものとする。
- (3) 借受者は、所長から事務受託機関を経由して連帯保証人追加(変更)請求書(様式20)の送付を受けたときは、速やかに保証人を追加又は変更し、林業・木材産業改善資金連帯保証書(様式21)を事務受託機関を経由して所長に提出するものとする。
- (4) 借受者は、連帯保証人が保証人としての要件を欠くに至った場合は、遅滞なく連帯保証人変 更届(様式22)及び林業・木材産業改善資金連帯保証書を事務受託機関を経由して所長に提 出するものとする。

6 譲渡担保の提供

1件の貸付金額が500万円以上の機械等の購入又は設置の場合には、譲渡担保契約証書(様式23)により契約を締結するものとし、契約を締結したときは、別図の保有者証を担保物件の見やすい場所に貼付することにより所有者の公示を行うものとする。

7 購入物件の管理

資材運搬に用いる軽トラック等を購入した場合には、貸付金を完済するまでの間、借受者は稼働記録簿(様式24)を備付け記帳するものとし、併せて購入物件の見やすい場所にステッカー(様式25)を貼付するものとする。

第10 貸付金の償還

1 約定償還

(1) 償還期日は、次のとおりとする。ただし、当日が金融機関の非営業日に当たるときは、その翌日とする。

貸付期別	第1期	第2期	第3期	第4期
償還期日	5月28日	8月28日	10月28日	1月28日

(2) 所長は、年度当初に歳入の調定を行い、一覧表及び納入通知書(財務規則第40号様式)を 償還期日前21日前までに県連に送付し、県連は償還期日14日前までに単組に送付する。な お、第1の1の(2)の借受者についても、償還期日21日前までに県連に送付するものとする。 また、所長は一覧表及び収入調書(財務規則第35号様式)の写しを部長に送付するものとする。 る。

- (3) 借受者は、償還期日までに指定口座にその年度の償還金相当額を振込み、口座振替により納付する。
- (4) 事務受託機関は、借受者に償還期日の7日前までに納期到来のお知らせ(様式26)を送付するとともに、口座振替納入通知書送付書(口座振替契約様式3(その1))に納入通知書を添え、償還期日前5日(金融機関が非営業日に当たる場合は、その日数をこれに加えた日数前)までに金融機関に送付する。
- (5) 事務受託機関は、金融機関において振替納付後、口座振替済通知書(口座振替契約様式3(その2))及び領収書の送付を受け、借受者に領収書を送付する。

2 償還方法の変更

- (1) 借受者は償還方法の変更(据置期間の変更に限る。)をする場合は、貸付規則第14条に基づく林業・木材産業改善資金据置期間変更承認申請書(貸付規則様式第7号。以下「据置期間変更承認申請書」という。)を事務受託機関を経由して所長に提出できるものとする。
- (2) 所長は、据置期間変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金据置期間変更承認通知書(様式27)により事務受託機関を経由して申請者に通知するとともに、部長にその旨を通知する。なお、不承認を決定したときは、その旨を事務受託機関を経由して申請者に通知するものとする

3 繰上償還

- (1) 借受者は約定償還期限にかかわらず貸付金の全部又は一部繰上償還しようとするときは、林業・木材産業改善資金繰上償還申込書(貸付規則様式第9号。以下「繰上償還申込書」という。) を事務受託機関を経由して所長に提出できるものとする。
- (2) 借受者は、貸付規則第16条の規定によるほか次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、約定償還期限にかかわらず繰上償還申込書を事務受託機関を経由して所長に提出しなければならない。
 - ア 事業の実施結果により余剰が生じたとき。
 - イ 第9の5の(2)の不承認をしたとき。
 - ウ 事業を中止又は廃止したとき。
- (3) 所長は、繰上償還申込書を受理したときは、直ちに収入の調定を行い、償還金を納入させるものとし、その取扱いは約定償還の手続に準じて行うものとする。

4 一時償還等

- (1) 所長は、貸付規則第8条の各号に該当する場合のほか借用証書特約条項第1条、第9の4の (1)のアに該当すると認めた場合、並びに貸付要綱第6条による貸付資格の認定取消しをした場合には、償還期限にかかわらず、借受者に対し貸付金の全部又は一部につき一時償還等を請求することができるものとする。
- (2) 所長は、貸付金の一時償還等を決定した場合は、林業・木材産業改善資金期限前償還通知書 (様式28)により借受者に通知するとともに、収入の調定を行い償還金を納入させるものとし、その取扱いは、約定償還の手続に準じて行うものとする。
- (3) 併せて、所長は、民法第458条の3に基づき、一時償還等を決定した日から2か月以内に、主たる債務者が期限の利益を喪失したことを保証人に通知するものとする。

5 支払猶予

(1) 貸付規則第9条に規定する償還金の支払を猶予を申請することができる理由とは、次のとお

りとする。

- ア 天災地変 (暴風雨、豪雨、地震、暴風波、高潮、降雪、低温、降霜、降ひょう、火災等) に起因する場合
- イ 借受者又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷の場合
- ウ 盗難の場合
- エ その他特に知事が認めた場合
- (2) 貸付規則第10条の知事が指定する者の証明書は、借受者の住所地に属する市町村長のほか、医師、警察署長が証明したものとし、市町村長にあっては支払猶予の事由が著しく償還を困難にしているか否かについての意見書を添付するものとし、疾病及び負傷の場合は医師の診断書を、盗難の場合は警察署長の証明書をそれぞれ添付するものとする。
- (3) 借受者は、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書(貸付規則様式第5号)の送付を受けたときは、速やかに貸付期限延期証並弁済契約書(様式29)を事務受託機関を経由して所長に提出するものとする。
- (4) 所長は支払猶予の決定をした場合は林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書の写しを部 長に送付するものとする。

6 違約金等

- (1) 所長は、貸付規則第12条第1項の規定により前記1項の約定償還及び前記3項の繰上償還の場合に、償還期日までに納入しない借受者があるときは、その延滞金額につき年12.25%の割合をもって償還期日の翌日から納入当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとし、直ちに収入の調定を行い、納入通知書を事務受託機関に送付するとともに、収入調書の写し及び林業・木材産業改善資金違約金調査書(様式30)を部長に送付するものとする。
- (2) 所長は、貸付規則第12条第2項の規定及び林業・木材産業改善資金借用証書特約条項第1条(第11号を除く。)に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由に前記4項の一時償還の請求を行ったときは、その請求に係る貸付金の資金交付日から償還を受けた日までの日数に応じ、当該償還に係る貸付金の金額につき年12.25%の割合で計算した違反金を徴収するものとし、当該請求に係る貸付金の償還を確認後、直ちに収入の調定を行い、納入通知書を事務受託機関に送付するとともに、収入調書の写し及び林業・木材産業改善資金違反金調査書(様式30の2)を部長に送付するものとする。
- (3) 事務受託機関は、約定償還の手続に準じて処理するものとする。

7 借用証書の返戻

- (1) 所長は、借受者が償還を完了したときは、遅滞なく事務受託機関を経由して、借用証書を返戻すること。
- (2) 所長は、(1)の返戻にあたっては、貸付台帳の余白欄に返戻年月日を記入整理し、林業・木 材産業改善資金借用証書返戻一覧表(様式31。以下「借用証書返戻一覧表」という。)を作 成、整理のうえ、借用証書とともに県連に送付する。
- (3) 県連は、借用証書返戻一覧表を受理したときは、管理簿の余白欄に送付年月日を記入整理の うえ、借用証書を単組に送付する。
- (4) 単組は、借用証書を受理したときは、管理簿の余白欄に送付年月日を記入整理のうえ、借用 証書を借受者に返戻する。

8 主たる債務の履行状況に関する情報提供

保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、 所長は、民法第 458 条の 2 に基づき、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債 務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無 並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

第11 報告書等の提出

1 管理状況報告

県連は、貸付金の管理状況について償還期日の翌月の末日までに林業・木材産業改善資金管理 状況報告書(様式32)を所長に提出するものとし、所長は、その写しを部長に送付するものと する。なお、前の期と管理状況に変更がない場合は、部長への写しの送付は要しないものとする。

2 滞納報告

県連は、償還期日から14日を経過しても納付されないものについては、滞納状況報告書(様式33)により速やかに所長に報告するものとし、所長は、その写しを部長に送付するものとする。

- 3 貸付需要額調査
 - (1) 所長は、資金の区分別に需要額を調査し、林業・木材産業改善資金需要額調査表(様式34) に需要額調書(様式35)を添付して、部長が通知した日までに提出するものとする。 また、需要額の追加又は変更等があるときは、その都度速やかに提出するものとする。
 - (2) 部長は、前記(1)の調査表を受理したときは、年間貸付枠の範囲内において調整を行い、各貸付期ごとに林業・木材産業改善資金内示書(様式36)により所長に内示するものとする。
- 4 貸付確認調査結果報告

所長は、事業完了報告書に基づく確認調査結果を前年度貸付分について、林業・木材産業改善 資金貸付確認調査結果報告書(様式37)により9月10日までに部長に報告するものとする。

第12 その他

本資金の運営については、この要領に定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 林業・木材産業改善資金制度の運営について(平成15年6月11日付け15林政企第15 号林野庁長官通知)
- (2) 林業・木材産業改善資金の運営に当たっての補足資料(質疑応答)(平成15年10月27 日付け林野庁林政部企画課長通知)
- (3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律による林業・木材産業 改善資金助成法の特例の運用についての一部改正について(平成24年8月30日付け24林 政企第43号林野庁長官通知)
- (4) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に係る農林漁業者等向け制度資金の特定措置について(平成23年5月2日付け23経営第275号農林水産省経営局人材育成課長、金融調整課長通知、23林政企第19号林野庁林政部企画課長通知、23 水推第114号水産庁漁政部水産経営課長、増殖推進部研究指導課長通知)

附則

- 1 この要領は、平成16年1月16日から施行する。
- 2 福島県林業改善資金事務処理要領(平成4年4月1日付け4農林第314号)は廃止する。
- 3 この要領の施行の際現に貸し付けられている福島県林業改善資金についてはなお従前の例による。

附則

- この要領は、平成17年 5月 9日から施行する。 附 則
- この要領は、平成19年 4月11日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年 1月 5日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年 4月28日から施行する。 附 則
- この要領は、平成23年 9月13日から施行する。 附 則
- この要領は、平成24年11月6日から施行する。 附 則
- この要領は、平成25年8月27日から施行する。 附 則
- この要領は、平成27年8月11日から施行する。 附 則
- この要領は、平成28年4月7日から施行する。 附 則
- この要領は、平成29年4月28日から施行する。 附 則
- この要領は、令和2年4月28日から施行する。
- この要領の施行の際現に貸し付けられている福島県林業・木材産業改善資金についてはなお従前の例による。

附則

この要領は、令和3年4月21日から施行する。